

羽黒中央公園多目的スポーツ広場 利用のご案内

多目的スポーツ広場は、面積9,600㎡の照明設備を完備した人工芝の広場です。

サッカーコート1面、フットサルコート4面、少年少女サッカーコート2面での利用が可能です。

【開場時間】

8:30～21:00

【休業日】

毎週月曜日（祝休日を除く）

12月28日～翌年1月3日

【使用区分（時間）】

①9:00～11:00 / ②11:00～13:00

③13:00～15:00 / ④15:00～17:00

⑤17:00～19:00 / ⑥19:00～21:00

【ご利用方法】

【使用料金】

			料金
多目的スポーツ 広場	2時間	全面	4,630円
		半面	2,310円
照明設備	1時間	全面	1,110円
		半面	560円

※多目的スポーツ広場全面は更衣室が2室、半面は更衣室1室を含む

※照明設備の照度は100ルクス

種別	条件	申請可能時期	web 仮予約	備考
市民	次の内容をすべて満たす団体 ① 5人以上の者（市内に在住、在勤又は在学する者が構成員の半数以上）で構成されている。 ② 届出団体として初回の利用から1年以上が経過し、かつ利用実績が1年間で12日以上ある。 ③ 構成員と実際の利用者が同じである。	利用日の属する月の 4か月前の 予約抽選日 又は 利用日から3か月前	可能	予約抽選日を 過ぎた場合は、利用予定 日の3か月前 から申し込 みとなります。
	次の内容をすべて満たす団体 ① 5人以上の者（市内に在住、在勤又は在学する者が構成員の半数以上）で構成されている。 ② 構成員と実際の利用者が同じである。	利用日から3か月前		
	個人	申請者が市内在住、在勤、在学の者で、申請者が利用者となる者		不可
市民以外	上記以外の者	利用日から2か月前		

<注意事項>

- 団体登録には、登録手続き（申請書・構成員名簿を提出、毎年更新手続きが必要）が必要です。個人登録はできません。
- 利用にあたり、利用日の5日前までに利用許可申請書を受付窓口に提出してください。
【例】利用日が7月7日の場合→利用許可申請書提出期限：7月2日
- 利用日の前日までに利用料金をお支払いください。利用料金お支払い後に、利用許可書を発行します（利用許可書は、利用当日に持参してください。管理者が確認のため、提示を求める場合があります。）
- 予約抽選では、対象となる1か月あたり2区分まで申請（仮予約）できます。
- 市、市教育委員会の主催行事、公共的団体、地域組織の活動など市長が特に認める公益的事業のほか、特別登録団体の主催行事（大会・試合など）・年間計画に基づく使用のため利用申請可能時点で、利用日が制限されている場合があります。
- 予約抽選では、定期的かつ断続的（例：特定の曜日・時間帯など）に開催される教室（練習・スクール事業）の一環であると判断できる使用（練習・試合・イベントなど）を目的とする申請はできません。
- 予約の取り消しが他団体の利用の妨げとなり、苦情が寄せられていることから、利用が未確定の段階でWeb仮予約をすることはご遠慮ください。Web仮予約及び利用申請を行った後に、利用の取り消し（放置によるWeb仮予約消滅も含む）を1か月間で10回以上行った団体については、登録及び登録証を取り消す場合があります。
- 照明設備使用料の免除・減額は行いません。
- 照明設備の仕様は、多目的スポーツ広場の使用区分（時間）内とします。
- 雷接近時や雷注意報が発令された場合は、施設の利用は中止とし、利用料金を返金します。ただし、中止した時点で30分以上利用があった場合は、返金しません。
- 雨天でも利用可能な施設です。大雨警報や暴風警報発令等で管理者が利用不可と判断した場合は、利用を中断していた場合があります。利用者が中止と判断した場合や、中止した時点で30分以上利用があった場合は、返金しません。